

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」にに掲げる施策の平成30年度取組について

資料4

具体事業一覧

現プランにおける施策							
No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し番号	
1	お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり	啓発	市民等に対する啓発・広報活動の推進	「社会モデル」による障害者の定義や、「合理的配慮」の必要性などをはじめ、障害や障害のある人への正しい理解と認識を深め、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。	ほほえみ交流活動支援事業	当事者団体等が主体となって実施する児童・生徒との交流事業への支援を行う。	1
					障害者差別解消推進事業	市民や企業等に対する障害者差別解消法啓発講座を開催するとともに、啓発リーフレットを活用した周知啓発を一層進める。	2
					障害保健福祉のしおりの発行	障害保健福祉のしおりを20,000部発行し、各区役所支所等で配布する。 障害に関するシンボルマークを記載し、普及に努める。	3
					京都市社会参加推進センター	障害者週間(12月3日～同月9日)にあわせて、市内11箇所(11区)において、啓発用のティッシュ(5,500個)の配布と市民への声掛けを、障害者団体、社会福祉協議会の協力を得て実施する。	4
					障害者社会参加促進事業	障害のあるなしに関わらず市民が参加できるイベント(ほほえみ広場2018)を平成30年10月20日に開催する。	5
					市民・企業啓発事業	京都障害者ワークフェア(平成30年9月7日開催)をはじめとする、障害のある市民の雇用促進に関する啓発に取り組む。	6
					京都社会福祉問題啓発事業	市主催講座の開催や、他機関実施講座の広報を行い、障害のある方の雇用及び障害のある方に対する市民や企業の理解を促進する。	7
					学校における人権教育	各校園の人権教育の指針である「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づき人権学習を実施し、障害についての理解や認識を深め、互いの人権を尊重し合いながら共に成長し合える態度を育むことを推進する。	8

No.	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し 番号	
2	お互いに 認め合い 支え合って 暮らすまち づくり	啓発	障害福祉 を支える 担い手等 に対する 啓発の推 進	障害福祉サービスの提供事業者等に対して、障害理解や権利擁護についての啓発を目的とし、全市向け・圏域ごとの研修を実施するほか、企業等に対して、障害のある人の雇用の促進に向け、京都府や京都労働局と協力し、啓発活動に取り組みます。また、企業や団体等に対しても、1と同様に障害や障害のある人への正しい理解と認識を深めるための啓発に取り組みます。	福祉ボランティアセンター管理運営、区ボランティアセンター運営補助金	市域の福祉ボランティア活動を総合的に支援するセンターとして、各区ボランティアセンターと連携。ボランティア団体や当事者団体、社会福祉施設、企業、大学関係団体等とのつながりを深めることで、ボランティア活動の活性化や人員育成を進める。	9
					障害者差別解消推進事業	市民や企業等に対する障害者差別解消法啓発講座を開催するとともに、啓発リーフレットを活用した周知啓発を一層進める。	10
					障害者就労支援プロモート事業	障害者雇用企業見学会等の実施により、障害のある人の雇用の促進に向け、関係機関と連携し、啓発に取り組む。	11
					精神保健福祉ボランティア連絡協議会運営	シルバーリボンキャンペーンの実施や、ボランティア連絡協議会通信を発行する。	12
					基幹相談支援センター運営事業	・地域生活支援センターのうち市内5圏域に1箇所ずつ設置している基幹相談支援センターが、全市を範囲として、相談支援専門員等に対するスキルアップ研修を年間計5回実施する。 ・圏域を範囲として、各基幹相談支援センターが相談支援専門員等に対する研修を実施する。	13

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
3	お互いに 認め合い 支え合って 暮らすまち づくり	啓発	障害を理 由とする 差別の解 消に向け た取組の 推進	身体障害者、知的障害者、精神障害者の方だけでなく、難病患者等も含め、障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受け、生きづらさを抱えるすべての方を対象として、あらゆる差別の解消に向けた取組を積極的に展開していきます。	障害者差別解消 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別に関する相談の対応事例等を全庁にフィードバックするなど、差別の解消に向けた取組を推進する。 ・当事者団体・家族団体等で構成される障害者差別解消支援地域協議会(京都市障害者自立支援協議会権利擁護部会)を年3回開催し、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた取組について、情報交換や協議を行う。 	14
					職員研修の実施	<p>平成30年度は、本市職員への研修として次の研修に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規採用職員研修 「ユニバーサルデザイン」及び「障害福祉」 「福祉施設体験研修」市内の高齢者・障がい者福祉施設等(48施設) ②手話講座 聴覚障害者とのコミュニケーションを習得するとともに、障害への理解を深める。 ③人権月間講座 ④ワンポイント手話講座 聴覚障害者の基礎知識を理解し、あいさつなどのすぐに使える表現を習得する。 	15
					講座、研修講師 派遣の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発講座の一環として、市内に所在する各企業等において、障害や障害者差別解消法に対する理解を深めるために、講座を開催する。 ・障害を理由とする差別の解消の推進として、京都市政出前トーク等により講師派遣を行い、差別解消法の普及・啓発に取り組む。 	16

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し 番号
4	お互いに 認め合い 支え合って 暮らすまち づくり	相談支援	相談支援 体制の充 実	<p>障害のある人の様々な相談ニーズに応じ、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につながるよう、地域の身近な窓口である保健福祉センター、障害者地域生活支援センターにおいて、障害のある人本人の意思を尊重したきめ細かな相談支援の提供に努めるとともに、計画相談支援を提供する事業所の設置促進と相談支援従事者に対する研修の実施等による質の向上を図り、相談機能を充実させていきます。複合的な課題等、一つの施策や制度、機関だけで対応することが困難なものへの効果的な支援が行えるよう、「障害者地域自立支援協議会」においてネットワークを構築し、相互の連携と情報共有による相談支援を行う体制を整備します。</p> <p>また、ピアカウンセラーである障害者相談員や発達相談員の相談支援により、相談支援の活動の充実を図ります。</p>	<p>障害者地域生活支援センター運営</p> <p>市内5圏域に各3箇所ずつ設置した地域生活支援センターが、3障害いずれの相談にも応じるセンターとして、保健福祉センターと連携して、地域の身近な相談機関として幅広いニーズに対する相談支援を実施する。</p>	17
					<p>基幹相談支援センター運営事業</p> <p>・地域生活支援センターのうち市内5圏域に1箇所ずつ設置している基幹相談支援センターが、全市を範囲として、相談支援専門員等に対するスキルアップ研修を年間計5回実施する。 ・圏域を範囲として、各基幹相談支援センターが相談支援専門員等に対する研修を実施する。</p>	18
					<p>京都府が実施する相談支援専門員養成研修の事業所等への周知・受講勧奨</p> <p>京都府相談支援従事者研修に協力し、市内事業所に周知を図る。</p>	19
					<p>障害者相談員設置事業</p> <p>身体・知的・精神の3障害対応の障害者相談員が、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族等からの生活上の相談に応じることにより、福祉の増進を図る。また、更なる相談員の活性化を図る。</p>	20
					<p>発達障害者支援連携協議会運営</p> <p>各関係機関の強固な連携体制の確保と施策の検討を目的として庁内連携の強化を図り、全庁横断的な取組を進めていく。</p>	21
					<p>自立支援協議会の運営</p> <p>【地域協議会】 ・個別支援機能、地域支援機能を果たしながら、市協議会との連携を図っていく。また、それぞれの課題に合わせた法律職等の専門家をアドバイザーとして派遣する制度の活用を促し、課題解決に向けた取組を支援する。 ・支援会議や全体会議、懇談会の開催を通じて、地域のサービス提供事業所同士のネットワークの構築を図っていく。</p> <p>【市協議会】 ・各専門部会、地域協議会の活動をフィードバックしながら年3回開催し、協議会活動全体の活性化を図る。専門部会については、必要に応じて開催していく。</p>	22

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し 番号	
5	お互いに 認め合い 支え合っ て暮らし づくり	相談支援	専門相談 機能の充 実	地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター，発達障害者支援センターかがやきなどの専門相談機関がその機能を最大限発揮し，ニーズに応じた相談支援を行います。 また，地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター，児童福祉センターの3施設が一体化し連携することで，保健福祉センターへの専門的観点からのバックアップや障害福祉サービス事業所等に対する地域の支援力向上のサポート等を行い，より専門的な相談支援の充実を図ります。	地域リハビリテーション推進センター	身体に障害のある市民に係る専門的な相談・判定のほか，からだの動きに障害のある市民を地域で支えている障害福祉サービス事業所等を支援するとともに，高次脳機能障害のある市民に係る専門相談窓口における相談対応を実施するなど，障害のある市民の方が，地域社会の中でその人らしく，いきいきと暮らすことのできる社会づくりを進めていく。	23
					こころの健康増進センターの管理運営（精神保健福祉センター事業）	・こころの健康についての相談や援助，精神障害のある方の社会参加の促進を行う。 ・思春期精神保健，アルコール関連問題等の特定相談事業を実施する。 ・犯罪被害者支援，震災等災害被災者支援相談を実施する。	24
					発達障害者支援センターかがやきの運営	・京都市発達障害者支援センター「かがやき」において，相談支援，就労支援，発達支援，普及啓発及び研修の4の柱から事業を展開する。 ・4月2日 世界自閉症啓発デーの京都タワーライトアップ事業に参画した。 ・9月25日 西京極スタジアムでの京都サンガ自閉症啓発事業に参画する。 ・相談支援においては，関係機関からの困難ケースやかがやきでしか実施できない特性評価に重点を置く。（平成29年度相談支援件数：926人） ・発達相談員周知チラシを交付し，発達障害に対する啓発活動実施する。	25
					【新規】 3施設一体化整備事業	地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターにおける各施設の一層の機能充実，各施設の連携強化による相乗効果の発揮，専門の中核機関として全市的な相談支援体制の充実，効率的な整備の実施などを目的として，3施設一体化整備を行う。	26

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
6	お互いに 認め合い 支え合っ て暮らし づくり	相談支援	切れ目の ない相談 支援体制 の提供 【新規】	3施設が一体化した新施設が、保健福祉センター等へ専門的観点からのバックアップやサポートを行うなど、連携を強化することで、障害のある人やその家族等のニーズや課題に早期に気付いて必要な支援策につなぎ、地域や関係機関とともに支える切れ目のない支援を行うとともに、子どもから大人への移行だけでなく、65歳到達後もニーズに応じた適切な対応を行います。 また、保健福祉センター及び障害者地域支援センターの相談対応と合わせて、休日や夜間・早朝等の時間帯においても相談に応じられる体制を整備することにより、24時間・365日の切れ目のない相談支援の提供に取り組むほか、「地域あんしん支援員」の活用等により、複合的に課題を抱える人への支援に取り組めます。	3施設一体化整備事業	地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターにおける各施設の一層の機能充実、各施設の連携強化による相乗効果の発揮、専門的中核機関として全体的な相談支援体制の充実、効率的な整備の実施などを目的として、3施設一体化整備を行う。	27
					【新規】 京都市障害者休日・夜間相談受付センター	区役所・支所及び障害者地域生活支援センターにおける相談対応時間と合わせて、24時間365日の相談体制を構築するために、平成27年6月から中部圏域(上京区、中京区、下京区、南区)において実施したモデル事業の実施結果を踏まえ、平成30年4月から全市域を対象とした「京都市障害者休日・夜間相談受付センター」を市内に1箇所設置し、土日祝日等及び夜間・早朝時間帯の相談受付を行うことで相談支援体制を充実。	28
					【新規】 障害者休日・夜間緊急対応支援事業	区役所・支所閉庁時間帯に生じた緊急事態において、直ちに既存のサービスの利用が困難な場合に、普段からかかわりのある相談員や支援員が介護を提供することで、様々な支援を切れ目なく提供する。	29
					障害者地域生活支援センター運営	市内5圏域に各3箇所ずつ設置した地域生活支援センターが、3障害いずれの相談にも応じるセンターとして、引き続き保健福祉センターと連携して、地域の身近な相談機関として幅広いニーズに対して相談支援を実施する。	30

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
7	お互いに 認め合い 支え合って 暮らすまち づくり	意思疎通支 援・ 情報保障	意思疎通 支援の充 実	<p>障害により情報の取得や伝達に困難を生じる人の生活の質の向上に向け、要約筆記者等の意思疎通支援者の派遣や、意思疎通が困難な重度障害のある人が入院した際のコミュニケーション支援の充実など、コミュニケーション方法に応じた必要な支援を実施します。</p> <p>また、誰もが必要な情報にアクセスできるよう、市民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。</p>	市民しんぶんやHP、広報誌等による啓発	誰もが必要な情報にアクセスできるよう、市民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について啓発を行う。	31
					ヒアリンググループ設置	ヒアリンググループが設置されている施設でのヒアリンググループマークの掲示の普及やヒアリンググループが設置されている施設等に関する情報をより効果的に発信していく。	32
					障害者社会参加促進事業	要約筆記者養成講座、点訳・音訳奉仕員養成講習会を実施。	33
					【新規】入院中の意思疎通支援事業	視覚障害者入院時意思疎通支援事業を実施し、入院時の説明や同意等の際の支援を行う。	34
					障害者情報バリアフリー化支援事業	(重度の視覚及び上肢に障害のある人)がパソコン等の情報機器を利用するに当たり必要となる周辺機器又はソフトウェアの購入に要する費用の一部を助成する。	35
					入院時支援員派遣事業	重度訪問介護の入院中の支援が対象外となる場合においても、入院中のコミュニケーション支援が必要な重度の障害のある方に対し、入院時支援員派遣事業を実施する。	36

No.	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
8	お互いに認め合い 支え合って暮らすまちづくり	意思疎通支援・ 情報保障	行政情報 における 合理的配慮 の推進	必要な情報が必要な人に届くよう、わかりやすい広報を行うとともに、カラーユニバーサルデザインへの配慮、点訳化や音訳化など、障害特性に配慮した情報の提供や、情報利用のための手段についての選択肢の拡大に努めます。	障害保健福祉のしおりの発行	障害保健福祉のしおりを20,000部発行し、各区役所支所等で配布する。 障害に関するシンボルマークを記載し、普及に努める。	37
					市民しんぶんやHP、広報誌等による啓発	・市民しんぶん等の点字版等を作成する。 ・ホームページは、「ホームページ作成ガイドライン」において、可能な限りテキスト版での作成を促進する。 ・「分かりやすく伝えるための手引き」の職員への更なる浸透を図り、わかりやすい行政情報の提供に取り組む。 ・本市が発行する市民向けのパンフレット等の情報保障における配慮に、より一層取り組む。	38
9	お互いに認め合い 支え合って暮らすまちづくり	手話	手話に対する理解促進及び普及	ろう者をはじめとする当事者と関わりながら、手話の意義や役割への理解を深めたり、手話に気軽に触れ、体験できる機会を児童生徒や市民に対し様々な形で提供していきます。	手話啓発	・手話言語条例の趣旨や、身近に使える手話等を紹介した児童・生徒向けのリーフレットを小学4年生と新規教職員等に配布するなど、理解啓発を図る。 ・手話啓発番組の製作等を進める。 ・地域の祭り等において手話体験ブースを設け、手話への理解促進を図る。	39
10	お互いに認め合い 支え合って暮らすまちづくり	手話	コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備	手話を必要とする人が可能な限り手話により意思の伝達を行い、コミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者の養成や派遣、当事者が手話を学ぶ機会の提供等の環境整備を進めていきます。	手話通訳者設置事業	各区保健福祉センター等に手話通訳者を設置し、手話を必要とする障害のある方のコミュニケーション支援を実施する。	40
					手話通訳者養成事業、手話講座等の実施	・手話通訳者養成事業及び派遣事業を実施する。 ・中途失聴・難聴者向け手話講座を実施する。	41

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し番号	
11	地域で自立して生活できる仕組みづくり	福祉サービス	障害福祉サービス等の量等の充実	<p>障害福祉サービス事業所等の安定的な運営や事業所職員の確保等のため、国に対し、報酬水準の改善をはじめとする必要な措置を講ずるよう積極的に働きかける等、担い手の確保に取り組みます。</p> <p>また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者、強度行動障害のある人等への十分な支援体制が確保できるよう、京都府と連携をして必要な援助技術を有する従事者の育成に努めるとともに、サービス提供体制の拡充に取り組む事業者への支援を行うほか、様々なニーズに対し、障害福祉サービス等の施策の充実による対応に努めることにより、支援体制の充実を図ります。</p>	<p>介護給付費(生活介護、短期入所、居宅介護等)訓練等給付費(就労継続支援、自立訓練)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図る。 ・報酬水準の改善をはじめとする必要な措置を講ずるよう国への要望をすすめる。 	42
					<p>移動支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害ある方の余暇・社会参加を支援するため、外出支援のためのサービスを実施する。 ・また、障害のある児童の放課後支援・通学支援～ほほえみネット～を実施する。 ・通学支援型について、平成30年4月から強度行動障害を有する児童へ対象を拡大した。 	43
					<p>医療的ケアの支援体制の構築、喀痰吸引等支援事業</p>	<p>喀痰吸引等研修受講支援事業により、喀痰吸引等の医療的ケアが必要な障害のある方の支援体制の確保を図る。</p>	44
					<p>あんしん生活緊急サポート事業</p>	<p>重度障害者入院時支援員派遣事業、重度障害者緊急時介護人派遣事業及び緊急短期入所事業を実施し、緊急時のサービス提供により、地域生活への移行を図る。</p>	45
					<p>障害福祉施設施設整備費補助事業</p>	<p>本市において不足している共同生活援助事業所等の設置促進のため、民間事業者への施設整備補助を行う。</p>	46
					<p>重度障害者利用事業所支援事業</p>	<p>重度障害者や視覚・聴覚言語機能障害者の利用割合が高く、国が定める基準を超える職員配置を行っている市内事業所を支援するために、「京都市重度障害者等利用事業所支援事業」を継続して行う。</p>	47

No.	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し 番号
					<p>次の事業を中心に取り組み、事業所の支援や連携の強化を推進する。</p> <p>①地域リハビリテーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等訪問支援事業 ・各種研修事業(地域リハビリテーション推進研修等) ・地域リハビリテーション交流セミナー <p>②高次脳機能障害者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入門講座 ・専門研修 ・ステップアップ研修 ・医療機関・福祉サービス事業所等への出張研修 ・支援ネットワーク会議(京都府と共催)の開催 	48

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し 番号	
12	地域で自立して生活できる仕組みづくり	福祉サービス	障害福祉サービス等の質の向上	<p>医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者、強度行動障害のある人等支援の必要性の高い人をはじめ多様なニーズに応じたきめ細かなサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者や相談支援専門員の専門的な技術の向上や更なる知識職員の育成に努めるとともに、管理者等への研修機会を拡大し、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。</p> <p>また、重複した障害のある人への複合的な支援を充実させていくために、自立支援協議会を活用して、サービス提供事業所同士のネットワーク作りや連携の強化を図ります。</p>	介護従業者研修	難病ホームヘルパー養成研修とガイドヘルパー現任研修を実施する。	49
					医療的ケア研修等	地域リハビリテーション推進センターが研修を実施し、専門的技術の向上を図る。	50
					基幹相談支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援センターのうち市内5圏域に1箇所ずつ設置している基幹相談支援センターが、全市を範囲として、相談支援専門員等に対するスキルアップ研修を年間計5回実施する。 ・圏域を範囲として、各基幹相談支援センターが相談支援専門員等に対する研修を実施する。 	51
					サービス事業者 実地指導	集団指導、実地指導、新規指定事業者説明会等を行い事業者の育成支援を行う。	52
					地域リハビリテーション推進センター	<p>次の事業を中心に取り組み、事業所の支援や連携の強化を推進する。</p> <p>①地域リハビリテーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等訪問支援事業 ・各種研修事業(地域リハビリテーション推進研修等) ・地域リハビリテーション交流セミナー <p>②高次脳機能障害者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入門講座 ・専門研修 ・ステップアップ研修 ・医療機関・福祉サービス事業所等への出張研修 ・支援ネットワーク会議(京都府と共催)の開催 	53

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し 番号
					<p data-bbox="1131 209 1321 587">自立支援協議会の運営</p> <p data-bbox="1321 209 2029 587"> 【地域協議会】 ・引き続き個別支援機能、地域支援機能を果たしながら、市協議会との連携を図っていく。また、それぞれの課題に合わせた法律職等の専門家をアドバイザーとして派遣する制度の活用を促し、課題解決に向けた取組を支援する。 ・支援会議や全体会議、懇談会の開催を通じて、地域のサービス提供事業所同士のネットワークの構築を図っていく。 </p> <p data-bbox="1131 587 1321 756">福祉人員確保対策事業</p> <p data-bbox="1321 587 2029 756"> 【市協議会】 ・各専門部会、地域協議会の活動をフィードバックしながら年3回開催し、協議会活動全体の活性化を図る。専門部会については、引き続き必要に応じて開催していく。 ・福祉職場の採用担当者等を対象にした職場のPR力や人員採用に関する研修の実施(年3回)。 ・福祉就職フェアを開催(年2回)。 ・就業希望者が福祉職場を見学する「福祉職場見学ツアー」を開催(年6回程度)。 </p>	<p data-bbox="2029 209 2092 587">54</p> <p data-bbox="2029 587 2092 756">55</p>

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
13	地域で自立して生活できる仕組みづくり	住まい・暮らし	グループホーム等の設置促進	地域生活への移行や親元からの一人暮らしに向け、障害のある人が地域で生活するための基盤となるグループホーム等の設置を促進するため、国等の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減や開設に当たり必要となる情報の運営法人に対する提供を行うとともに、公的な既存施設の活用について検討します。	介護給付費(共同生活介護, 共同生活援助)	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図る。	56
					障害福祉施設施設整備費補助事業	本市において不足している共同生活援助事業所等の設置促進のため、民間事業者への施設整備補助を行う。	57
					公的な既存施設を活用したグループホーム等の設置促進事業	公的施設の活用に向けた情報収集や課題の把握を行う。	58
14	地域で自立して生活できる仕組みづくり	住まい・暮らし	地域での住まいの確保と住環境整備	障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉用具等の利用を促進したり、自宅の改修をはじめ、公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するための取組を推進します。	市営住宅への優先選考(特定目的住宅の障害者の優先枠, 車いす専用住宅への入居)	市営住宅の優先入居を実施する。	59
					居住支援の検討	京都市住宅審議会において住宅確保要配慮者に対する居住支援について審議を行う。	60
					いきいきハウジングリフォーム	重度障害者の住宅環境整備費助成事業を実施する。	61
					補装具交付, 修理, 貸与	日常生活の効率の向上を図ることを目的に身体機能を補完・代替する用具の購入, 借受け又は修理に係る費用の全部又は一部を支給する。	62
					軽度, 中等度難聴児に対する補聴器購入費助成事業	重度, 中等度難聴児に対する補聴器購入費助成を実施する。	63
					日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害児者の日常生活の便宜を図るため, 日常生活用具を給付する。平成30年4月から視覚障害者用拡大読書器, 点字ディスプレイ等の給付対象の拡大を実施している。	64

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
15	地域で自立して生活できる仕組みづくり	住まい・暮らし	地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実	障害のある人の希望を尊重し、その家族の思いや理解促進に十分に配慮しながら、行政、民間、地域の連携による地域生活への移行の促進に向けた仕組みを構築するとともに、地域移行支援と生活支援の提供体制の充実を図ります。	地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方の地域移行を推進していくために、地域相談支援給付や自立支援援助等の必要な支給決定をしていく。 ・円滑な地域移行に向けた仕組み構築の検討を進める。 	65
					精神障害者地域移行支援事業	関係機関(精神科病院や地域の支援事業者等)に対しての普及啓発や総合的な体制整備のための調整、また研修会等を開催し人材育成を図る。	66
					HPやチラシ等による事業者への働きかけ	地域移行・地域定着を支援する指定一般相談支援事業所の設置促進に向けて、相談支援専門員を養成する京都府相談支援従事者研修に協力し、ホームページ等により市内事業所に周知する。	67

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し 番号
16	地域で自立して生活できる仕組みづくり	住まい・暮らし	住み慣れた地域での生活を支える支援体制の充実	<p>障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で支える仕組みを作るために、「障害者地域自立支援協議会」において、支援関係機関の連携を強化し、地域の支援の輪を広げるとともに、複合的な課題のある人への重層的な支援を実施していくため、福祉・保健・医療・教育・労働等の各分野の関係機関が連携・協働する支援体制の構築に取り組めます。</p> <p>また、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた地域生活支援拠点の整備に当たっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」を基本としつつ、共同生活援助や障害者支援施設等に地域で求められる複数の機能を付加した多機能型事業の促進についても検討を進めます。</p>	<p>自立支援協議会の取組</p> <p>【地域協議会】 ・個別支援機能、地域支援機能を果たしながら、市協議会との連携を図っていく。また、それぞれの課題に合わせた法律職等の専門家をアドバイザーとして派遣する制度の活用を促し、課題解決に向けた取組を支援する。 ・支援会議や全体会議、懇談会の開催を通じて、地域のサービス提供事業所同士のネットワークの構築を図っていく。</p> <p>【市協議会】 ・各専門部会、地域協議会の活動をフィードバックしながら年3回開催し、協議会活動全体の活性化を図る。専門部会については、必要に応じて開催していく。</p>	68
					<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、支援体制をより強化するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置場所及び協議方法について検討を進める。</p>	69
					<p>精神障害者地域移行支援事業</p> <p>関係機関（精神科病院や地域の支援事業者等）に対しての普及啓発や総合的な体制整備のための調整、また研修会等を開催し人材育成を図る。</p>	70
					<p>【新規】 京都市障害者休日・夜間相談受付センター</p> <p>区役所・支所及び障害者地域生活支援センターにおける相談対応時間と合わせて、24時間365日の相談体制を構築するために、平成27年6月から中部圏域（上京区、中京区、下京区、南区）において実施したモデル事業の実施結果を踏まえ、平成30年4月から全市域を対象とした「京都市障害者休日・夜間相談受付センター」を市内に1箇所設置し、土日祝日等及び夜間・早朝時間帯の相談受付を行うことで相談支援体制を充実する。</p>	71

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し番号
17	地域で自立して生活できる仕組みづくり	地域交流	地域とのつながりの構築	<p>障害のある人が、住み慣れた地域で暮らすためには、日頃から地域での交流を図るなど、顔の見える関係づくりが重要です。そのため、地域コミュニティの活性化を推進し、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に過ごすことができる地域コミュニティを実現することにより、障害のある人と地域との連携を深め、障害のある人の地域交流への参加を進めます。</p> <p>また、障害のある人が、地域の学校等を訪問し、児童・生徒との交流を図り、障害や障害のある人への理解と認識を深める取組についても、引き続き進めます。</p>	障害者社会参加促進事業	障害のあるなしに関わらず市民が参加できるイベント(ほほえみ広場2018)を平成30年10月20日に開催する。	72
					ほほえみ交流活動支援事業	当事者団体等が主体となって実施する児童・生徒との交流事業への支援を行う。	73
18	地域で自立して生活できる仕組みづくり	地域交流	地域活動を支える担い手の育成	<p>市民のボランティア活動への参加は、障害や障害のある人を正しく理解する貴重な機会であるとともに、障害のある人が、地域活動など様々な活動に参加する機会を拡大するものであるため、引き続き、市民参加の福祉ボランティア活動を進めます。</p> <p>あわせて、障害のある市民を支援する人を対象にリハビリテーションに関する知識、技術の向上に向けた研修や交流セミナーを実施するなど、地域リハビリテーション推進の取組を進めます。</p>	福祉ボランティアセンター管理運営、区ボランティアセンター運営補助金	市域の福祉ボランティア活動を総合的に支援するセンターとして、各区ボランティアセンターと連携し、ボランティア団体や当事者団体、社会福祉施設、企業、大学関係団体等とのつながりを深めることで、ボランティア活動の活性化や人員育成等を進める。	74
					精神保健福祉ボランティア連絡協議会運営	シルバーリボンキャンペーンの実施や、ボランティア連絡協議会通信を発行する。	75
					地域リハビリテーション推進センター	<p>次の事業を中心に取り組み、支援者等の専門知識及び支援技術等の向上や市民への普及啓発を進める。</p> <p>①地域リハビリテーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等訪問支援事業 ・各種研修事業(地域リハビリテーション推進研修等) ・地域リハビリテーション交流セミナー <p>②高次脳機能障害者支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入門講座 ・専門研修 ・ステップアップ研修 ・医療機関への出張研修 ・福祉サービス事業所等への出張研修 ・支援ネットワーク会議(京都府と共催)の開催 ・普及啓発フェア「こうじの世界 高次脳機能障害×麴」(仮)の開催 ・ホームページやフェイスブックを活用した情報発信 ・高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会及び近畿ブロック連絡協議会、京都市障害者就労支援推進会議 	76

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
19	地域で自立して生活できる仕組みづくり	地域交流	市民交流の促進	障害のある人となない人が交流する機会を創出するとともに、障害者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を積極的に支援していきます。	ほほえみ広場	障害のある市民の方への理解の促進と社会参加の推進を目的に、障害のある人もない人も共に交流する催し「ほほえみ広場2018」を平成30年10月20日に開催する。	77
20	安心して生活できる社会環境の整備	健康・医療	障害の要因となる疾病の早期発見・早期支援	障害の原因となる疾病の予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、乳幼児健診をはじめとする各種検査・検診や予防接種を実施するほか、受診を勧奨するなど、早期発見・早期治療と適切な支援につなげます。	健康づくりサポート事業	区役所・支所保健福祉センターにおいて自主グループ及び健康づくりサポーターの養成・支援を通じ、市民相互で支えあって健康づくりに取り組める環境づくりを推進する。	78
					予防接種	定期予防接種を推進し、障害の原因となりうる様々な感染症の発生及びまん延を予防する。	79
					先天性代謝異常等検査	母子健康手帳交付時に検査についての説明を行い、低所得者へは無料受診票の交付を行うことで、引き続き受診の勧奨に努める。	80
					乳幼児健診	乳幼児健康診査マニュアルを基に支援が必要な児、親子を早期発見・早期支援できるよう努める。また健診未来所者を把握し、勧奨に努める。	81
21	安心して生活できる社会環境の整備	健康・医療	障害に対する適切な保健医療体制の充実	身体障害の原因となる疾病の治療、地域生活を維持するのに必要な保健医療サービスなど、ライフステージや個々の身体状態に対応した体系的な保健医療体制の充実に努めます。 障害のある人に対し、身体障害の原因となる疾病の治療を支援するため、自立支援医療等各種の公費負担医療制度による支援を、引き続き行います。	自立支援医療	医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度を運用していく。	82
					難病医療	特定医療費助成制度による支援を引続き行う。	83
					子ども医療費支給制度	中学校3年生までを対象とし子どもの医療費に対する助成を行う。	84
					重度心身障害者医療費支給制度	一定の障害のある方に対して、医療機関等を受診した際に、窓口で支払われる医療費(健康保険の自己負担額)を助成する。	85

No.	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し番号	
22	安心して生活できる社会環境の整備	健康・医療	いきいきと生活できるための健康づくりの推進	こころの健康づくりやスポーツなどを通じ、生涯にわたる心身の健康づくりを進めます。	こころの健康増進センターの管理運営(精神保健福祉センター事業)	こころの健康相談をこころの健康増進センターで実施するとともに、身近な相談機関として、各区役所・支所保健福祉センターにおいても精神保健福祉相談を実施し、また、必要に応じて精神保健福祉相談員、保健師が相談や家庭訪問を行っていく。	86
					全京都障害者総合スポーツ大会	各大会の参加者の増加に努める。	87
					全国障害者スポーツ大会派遣事業	第18回全国障害者スポーツ大会「大会」(H30.10.11～16)に京都市選手団約50名を派遣する。	88
					全国障害者スポーツ大会団体競技チーム強化事業	全国障害者スポーツ大会の団体競技に出場する京都市代表チームの選手強化を図るため、必要経費の一部を補助する。	89
					【新規】障害者スポーツ振興事業	東京パラリンピックに向けて、障害者スポーツの裾野拡大、ひいては障害者の社会参加の推進を目指すとともに、アスリートの発掘や能力開発を実施する。	90
					障害者スポーツセンター運営	・障害のある人が障害者スポーツを楽しめる場を提供する。 ・東京パラリンピックにつながる若い世代の選手発掘、育成等を実施する。	91
					障害者教養文化体育会館運営	・スポーツセンターと連携し、障害のある市民の福祉の増進を図る。 ・個人利用者の拡大を図る。	92

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し番号
23	安心して生活できる社会環境の整備	こころの健康	こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発	誰もがなりうる可能性のあるうつ病などのこころの病について、こころのふれあいネットワークや講演会の開催等を通じて、正しい知識の普及啓発活動を推進し、精神疾患に対する理解を深める取組を進めていきます。	市民しんぶんや広報誌等による啓発	こころの健康増進センター機関誌を発行する。	93
					こころのふれあい交流サロン運営委託事業	精神障害のある市民及び地域住民の交流を図ることにより精神障害に対する理解を促進し、精神障害のある市民の社会参加を図る。	94
					認知症総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中支援事業に係る対象エリアを拡充する。 京都市認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領に基づき、行方不明者となるおそれのある者について予め家族等の了解を得て事前登録を行い、行方不明時に京都府や警察棟と情報共有等の連携を行い、迅速に対象者を発見できる取組を推進する。 若年性認知症支援事業に係る研修等を実施する 	95
24	安心して生活できる社会環境の整備	こころの健康	医療や相談支援体制の充実	<p>精神疾患のある方が地域で安心して生活していくためには、夜間も含めた救急時の医療の確保や適切な支援につながるような相談支援体制が必要で、引き続き、精神科救急医療体制の整備や保健福祉センターをはじめとした身近な相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、アルコール健康障害をはじめとする依存症についても、医療や相談支援体制の充実を図ります。</p>	こころの健康増進センターの管理運営(精神保健福祉センター事業)	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康相談については、こころの健康増進センターで実施するとともに、身近な相談機関として、各区役所・支所保健福祉センターにおいても精神保健福祉相談を実施し、また、必要に応じて精神保健福祉相談員、保健師が相談や家庭訪問を行っていく。 「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」を継続して開催するとともに、産業保健総合支援センターとも引き続き連携し、メンタルヘルス対策に取り組む。 	96
					スクールカウンセラーの配置	全京都市立小・中・高・総合支援学校にスクールカウンセラーを配置し、配置時間の拡充に取り組む。	97
					認知症総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中支援事業に係る対象エリアを拡充する。 京都市認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領に基づき、行方不明者となるおそれのある者についてあらかじめ家族等の了解を得て事前登録を行い、行方不明時に京都府や警察棟と情報共有等の連携を行い、迅速に対象者を発見できる取組を推進する。 若年性認知症支援事業に係る研修等を実施する 	98
					命の大切さと生きる勇気・力を取り戻すための支援の充実の内数	<ul style="list-style-type: none"> 地区医師会等と連携しGPネット(一般医-精神科医ネットワーク)の研修会を実施し、一般医と精神科医の交流、連携を図る。 「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」を実施し、うつ病について一般科医と精神科医との交流を行う。 	99

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し番号
					精神病院実地指導, 実地審査	・市内精神科病院(12か所)への実地指導を行う。 ・実地指導時及びその他該当者(市外精神科病院入院者含む)へは随時実地審査を行う。	100
					精神医療審査会	精神医療審査会を開催し, 精神障害者の適正な医療及び保護を確保する。	101
					精神科救急医療システム事業	夜間及び休日においても, 精神障害者や家族等が, 相談や状況に応じた適切な医療を受けられるよう, 相談・医療体制を確保していく。	102
					こころのふれあい交流サロン運営委託事業	精神障害のある市民及び地域住民の交流を図ることにより精神障害に対する理解を促進し, 精神障害のある市民の社会参加を図る。	103
					【新規】薬物依存症・ギャンブル等依存症外来	こころの健康増進センターにおいて, 薬物依存症・ギャンブル等依存症外来を設置し, 依存症者やその家族の診療, 相談を行う。	104
25	安心して生活できる社会環境の整備	難病支援	難病に対する理解促進	難病には様々な症状があること, 症状に変動があることなど, 一般的には理解されにくい特性があるため, 難病患者やその家族だけでなく, 社会全体の難病に対する理解を促進するため, 専門の医師・看護師などによる相談会や医療講演会の実施や患者間の交流の促進及び情報発信等の取組を進めています。	難病患者地域支援対策推進事業	医療講演・相談会, ピア相談会, 難病患者・家族ピア相談会を実施する。	105
26	安心して生活できる社会環境の整備	難病支援	難病患者への支援体制の構築	難病患者への相談・支援, 地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点である難病相談支援センターについて, 京都府と協調して共同設置することにより, 支援体制を構築します。	【新規】難病相談支援センター	難病患者への相談・支援, 地域交流活動の促進及び就労支援等を行う支援体制を構築していくために, 拠点となる難病相談支援センターについて, 京都府と協調して共同設置・運営を行う。	106
27	安心して生活できる社会環境の整備	難病支援	難病患者への支援の充実	症状に波がある中, 療養生活を送る難病患者に対し, 保健福祉センターの保健師等が家庭訪問等により支援するとともに, 支援の対象となる難病の種類拡充に向けて, 国に要望を行っていきます。	難病相談支援センター	難病患者への相談・支援, 地域交流活動の促進及び就労支援等を行う支援体制を構築していくために, 拠点となる難病相談支援センターについて, 京都府と協調して共同設置・運営を行う。	107
					難病患者への医療費助成事業	・平成30年4月から難病患者への医療費助成の事務を実施する。 ・公費負担対象疾患の拡大等に向けて国に要望を行っていく。	108

No.	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し番号
28	安心して生活できる社会環境の整備	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及	障害のある人もない人もすべての人が、まちづくり、ものづくり、情報・サービス提供などのあらゆる分野で、個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる社会環境づくりを目指して、みやこユニバーサルデザインの普及啓発を進めます。	みやこユニバーサルデザインの推進	みやこUD賞、ユニバーサル上映、アイデア・ヒント集の作成等を通じて、ユニバーサルデザインの理解を促し、更なる普及に努める。	109
29	安心して生活できる社会環境の整備	ユニバーサルデザイン	人にやさしいまちづくりの推進	京都に住む障害のある人もない人も、すべての人が暮らしやすいのはもちろんのこと、京都を訪れた人も快適に過ごせるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を更に進めていきます。	四条通歩道拡幅事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地上機器の移設等完了 平成30年6月末 安全対策(斜行台設置) 平成30年8月末 美装化(磁器版設置) ・整備後の四条通におけるエリアマネジメントの取組を実施 ・四条通歩道拡幅事業に係る効果検証・影響検証 	110
					みやこユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化に取り組む。	111
					交通バリアフリー基本構想に基づく駅周辺道路のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路のバリアフリー化事業 「道路特定事業計画」に基づき、歩道の段差、勾配の改善などの道路のバリアフリー化を進めていく。 	112
					公園の整備	バリアフリーに適応した公園整備を推進する。	113
					駅等のバリアフリー化の推進	平成23年度に策定した「全体構想」の「重点整備地区」において、前年度までに策定した「基本構想」に基づき、西院駅(阪急)、西大路駅、桃山駅(以上、JR西日本)のバリアフリー化整備や京都駅(在来線の一部ホーム)の可動式ホーム柵整備に対して助成を行う。	114

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
30	安心して生活できる社会環境の整備	ユニバーサルデザイン	こころのバリアフリーの普及	道路や建物等のバリアフリー化を推進するとともに、積極的な声掛けや困っている方への手助けの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を普及していきます。	心のバリアフリーの普及推進	市民が、「心のバリアフリー」について学び、気付いたことを行動に移していくため、更なる普及啓発に努める。	115
					ヘルプマークの普及啓発	京都府と連携し、各区役所・支所等で配布しているが、一層の周知啓発に向けた方策を検討する。また、平成30年度は、ヘルプカードの作成について、検討を行う。	116
					地下鉄の安全運行の推進	目の不自由なお客様に対し、地下鉄の駅係員から、案内を希望されるかをお聞きする声掛けをはじめ、視覚障害者団体の皆様と共同で、地下鉄をご利用されるお客様に目の不自由な方への積極的な声掛けをお願いする啓発活動を実施する。	117
31	安心して生活できる社会環境の整備	災害対策	地域における見守り活動の推進	障害のある人の地域での孤立を防ぐため、地域の福祉団体等の協力を得て、平常時から障害のある人等に対する見守り活動を推進していくことを通じて、地域とのつながりを深め、緊急時においても円滑に安否確認等が行えるように取組を進めていきます。	地域における見守り活動促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 同意率の向上に向けて、効果的な事業の実施手法を検討する。 災害等の緊急時における避難体制等のあり方について検討を進める。 	118
					自主防災組織の災害対応能力の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各自主防災会において策定された防災行動マニュアルに基づく訓練等を実施し、防災活動や避難行動を検証し、必要に応じ見直しを行う。水災害編のマニュアルについては、京都市水害ハザードマップの改訂に伴い、各自主防災会において、マニュアルの見直しを実施し、必要に応じ内容修正を行う。 総合防災訓練や地域発災型訓練などの機会を通じ、初期消火や地域の集合場所を拠点とした共助による救出方法など初動体制の充実強化を図る。 	119

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
32	安心して生活できる社会環境の整備	災害対策	コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達	災害時においては、特に視覚障害や聴覚障害のある人に災害情報が伝わりにくい実態があり、確実に情報が伝達できる仕組みを構築していきます。	緊急通報システム	緊急通報システムを貸与し、緊急時における迅速な対応を図る。	120
					緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業	緊急通報システムを使用している世帯のうち、自力歩行が不能な方等を対象に設置促進を図る。 設置累計2,988台(H30.3.31現在)	121
					災害情報が伝わる仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・運営マニュアルに基づいた運営訓練の実施及び訓練結果を反映した運営マニュアルの適宜見直しの実施 ・新規指定された避難所における、運営マニュアルの早期の策定 	122
						携帯電話を持たない避難行動要支援者を対象とした、電話またはFAXによる避難情報等の発信について、市内全域への郵送による募集勧奨が完了した平成29年以降の運用方法(登録者の追加募集等)を確立させ、長期的なシステム運用を実現させる。	123
					障害者社会参加促進事業	避難所においては、コミュニケーション障害のある方のために筆記用具を設置することとする。	124

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
33	安心して生活できる社会環境の整備	災害対策	災害時における支援体制の充実	障害のある人等が、災害時に避難した先でできる限り安心して生活が送れるよう避難所や福祉避難所の設置・運営に関する準備を進めていきます。 また、災害時において、障害のある人への配慮等についての認識を深めるため、障害のある人や支援団体等も参加する訓練等を実施します。	福祉避難所運営支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域バランスに配慮した福祉避難所の事前指定拡充に向けた取り組み。 ・事前指定施設等の関係機関との連携による福祉避難所設置・運営訓練や机上訓練を定期的実施する。 ・福祉避難所備蓄計画に基づく福祉避難所への公的備蓄を実施する。 	125
					こころの健康増進センターの管理運営(精神保健福祉センター事業)	京都府等と連携し、災害時のこころのケアについて検討を行う。	126
					避難所運営マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・運営マニュアルに基づいた運営訓練の実施及び訓練結果を反映した運営マニュアルの適宜見直しの実施する。 ・新規指定された避難所における、運営マニュアルを早期に策定する。 	127
					地域での防災訓練の実施	地域での防災訓練に障害のある人の参加を促進を図るためのの方策を検討する。	128
34	安心して生活できる社会環境の整備	権利擁護	障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進	(再掲3)			129
35	安心して生活できる社会環境の整備	権利擁護	障害者虐待防止の取組の浸透	障害者虐待の防止に向け、市民や障害福祉サービス事業者等に対して、虐待に関する正しい知識の普及や通報義務等の広報・啓発、意識向上を促進する研修を実施し、虐待の未然防止や早期発見につなげるとともに、通報受付後には、関係機関と連携を図り、迅速な安全確保や適切な支援などに取り組んでいきます。	障害者虐待防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携の強化を図り、早期発見とともに未然防止にむけて迅速な安全確保や適切な支援等に取り組んでいく。 ・リーフレットの配布や虐待防止研修会を実施することにより周知を行う。 	130

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
36	安心して生活できる社会環境の整備	権利擁護	成年後見制度の利用等の推進	意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ、障害のある人が、自らの考えで選択し、自己決定するための支援を行うとともに、意思表示能力に障害があるために契約行為等が困難な方が、日常生活に支障が生じることのないよう、日常生活自立支援事業や、成年後見制度等の利用支援、市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などに取り組んでいきます。	障害者権利擁護推進事業	・本人等の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合にこれらの費用を支給することで、成年後見制度の利用促進を図る。 ・長寿すこやかセンター内に設置した「京都市成年後見支援センター」において、成年後見制度に関する相談や利用に至るまでの一貫した支援を行う。	131
					法人後見に対する支援	法人後見に要する経費の一部を補助し、障害者の権利擁護を推進する。	132
					京都市成年後見支援センター運営事業	・京都市成年後見支援センターにおいて、市民後見人の活動支援を実施。 ・市民後見人候補者名簿登録者研修等(受任者交流会を含む)を実施する。	133
					日常生活自立支援事業	判断能力の低下した方への福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を実施。	134
37	生きがいや働きがいをもてるまちづくり	社会参加	社会的活動への参加促進	自らの意思と選択によって、ライフステージのあらゆる場面で、それぞれの興味・関心に応じて、社会的活動に参加できるよう、障害のある人の社会参加への意欲を高めるための啓発を行うとともに、社会参加を支援する取組を進めます。	京都市社会参加推進センター	障害者週間(12月3日～同月9日)にあわせて、市内11箇所(11区)において、啓発用のティッシュ(5,500個)の配布と市民への声掛けを、障害者団体、社会福祉協議会の協力を得て実施する。	135
					こころのふれあい交流サロン運営委託事業	精神障害のある市民及び地域住民の交流を図ることにより精神障害に対する理解を促進し、精神障害のある市民の社会参加を図る。	136
					ほほえみ交流活動支援事業	当事者団体等が主体となって実施する交流事業への支援を行う。	137

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し番号	
38	生きがいや働きがいをもてるまちづくり	社会参加	社会的活動に参加しやすい環境の整備	障害のある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するため、市バス・地下鉄やタクシー等の経済的な負担軽減や、障害のある人の居場所づくりや、観光していただけるコースの紹介など、ハード面だけでなく、ソフト面からも社会参加しやすい環境を整備します。	重度障害者タクシー料金助成事業	障害のある人の社会参加を促進するため、事業を実施する。	138
					市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	障害のある人の社会参加を促進するため、事業を実施する。	139
					こころのふれあい交流サロン運営委託事業	精神障害のある市民及び地域住民の交流を図ることにより精神障害に対する理解を促進し、精神障害のある市民の社会参加を図る。	140
					市バス・地下鉄など利用しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの段差解消及び洋式便器化等のバリアフリー化を行う。 ・平成30年度は鞍馬口駅及び竹田駅のトイレを改修する。また、九条駅及びくいな橋駅のトイレ改修の実施設計を行う。 ・双方向カメラを活用した聴覚障害者との筆談機能を有するIC対応型多機能インターホンに北大路駅、丸太町駅及び五条駅の無人改札口に設置し、供用を開始する。 	141
					動物園や二条城等京都市の公共施設の利用料減免	一部スポーツ施設の利用料や文化施設(動物園、美術館(主催展、共催展)、二条城、無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅、旧三井家下鴨別邸)の入場料の無料化を実施する。	142
					ユニバーサルツーリズム事業	ユニバーサル観光ナビで発信している車いすモデルコースや施設情報にリニューアルを行うほか、旅行事業者、市内観光施設従業員等を対象にしたおもてなし講習会を行うことで、受入環境の整備を図る。	143

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
39	生きがい や働きが いをもてる まちづくり	社会参加	障害者自 身による 主体的な 社会活動 の支援	障害のある人の自主的な活動を推進するため、同 じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングな ど、お互いに支え合うピアサポート活動等を推進しま す。	精神障害者地域 移行支援事業	ピアサポーターの養成講座やフォローアップ研修を開催していく。 また活動のための体制整備や活動場所の開拓も進めていく。	144
					難病患者地域支 援対策推進事業	ピア相談会、難病患者・家族ピア相談会を実施する。	145
					障害者相談員設 置事業	身体・知的・精神の3障害対応の障害者相談員が、同じ背景を持 つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族等からの生 活上の相談に応じることにより、福祉の増進を図る。また、更なる 相談員の活性化を図る。	146
					就労、職場定着 支援	「障害者就労ピアサポート事業」を実施し、障害のある人の自主 的な活動を推進する。	147
40	生きがい や働きが いをもてる まちづくり	文化・ス ポーツ	文化芸術 活動の振 興	障害のある人が、文化芸術活動に参加できるよう、 新たな創作活動の掘り起こし、創作活動の場の提 供、発表の場の確保、更には作品の二次利用による 商品化等、障害者芸術の活性化に取り組みます。	【新規】 障害のある方の 芸術活動支援事 業	・とっておきの芸術祭(京都芸術祭実行委員会主催)を実施する。 ・京都・パリ友情盟約締結60周年記念事業として、京都とフランス の障害者アート展示会を開催する。 ・障害者が文化芸術に触れ、創造する機会の創出のため、スー パーバイザーの派遣や障害者芸術活動等に関するニーズ調査 等を実施する。	148
					UDカレンダー、 障害者芸術推進 事業	障害がある人が描いた原画をもとにデザインした2019年版UDカ レンダーを作成する。	149
					はあと・フレンズ・ プロジェクト推進 事業	事業の見直しを行い、工賃向上をはじめとする福祉的就労の更 なる向上を図る。	150

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し 番号	
41	生きがい や働きが いをもてる まちづくり	文化・ス ポーツ	障害者ス ポーツの 振興	障害者スポーツに関する情報発信により、障害者スポーツに対する理解の促進を図るとともに、より多くの障害のある人が、スポーツに親しむことができるよう、裾野拡大と競技力向上の両面から障害者スポーツの振興を進めます。	障害者スポーツセンター運営	・障害のある人が障害者スポーツを楽しめる場を提供する。 ・東京パラリンピックにつながる若い世代の選手発掘、育成等を実施する。	151
					障害者教養文化体育会館運営	・スポーツセンターと連携を図り、事業を実施する。 ・個人利用者の拡大を図る。	152
					全京都障害者総合スポーツ大会	参加者が低下傾向にある卓球バレーはもちろんのこと、各大会の参加者の増加に努める。	153
					全国障害者スポーツ大会派遣事業	第18回全国障害者スポーツ大会「大会」(H30.10.11～16)に京都市選手団約50名を派遣予定。	154
					全国車いす駅伝競走大会、チーム強化事業	・平成31年3月10日に第30回全国車いす駅伝競走大会を開催する。 ・チームの強化に取り組む。	155
					全国障害者スポーツ大会団体競技チーム強化事業	全国障害者スポーツ大会の団体競技に出場する京都市代表チームの選手強化を図るため、必要経費の一部を補助する。	156
					【新規】 障害者スポーツ振興事業	障害のある人が障害者スポーツを楽しめる場の提供する。 東京パラリンピックに向けて、障害者スポーツの裾野拡大、ひいては障害者の社会参加の推進を目指すとともに、アスリートの発掘や能力開発を実施する。	157
42	生きがい や働きが いをもてる まちづくり	文化・ス ポーツ	支援する 担い手の 育成	障害のある人が文化芸術活動に参加する機会を提供するため、創作活動等の場づくりを支援する担い手を育成するとともに、障害者スポーツの普及に向け、障害者スポーツを指導できる人材の育成に努めます。	【新規】 障害のある方の 芸術活動支援事 業	・障害のある人の芸術作品の展覧会「描き、紡ぎ、絆ぐ」及びシンポジウムを開催する。 ・障害者が文化芸術に触れ、創造する機会の創出のため、スーパーバイザーの派遣や障害者芸術活動等に関するニーズ調査等を実施する。	158

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し番号
43	生きがいや働きがいをもてるまちづくり	就労	一般就労の促進	<p>京都市障害者就労支援推進会議を中心に、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等が連携して、障害のある人への就労支援を推進するほか、障害のある人が一般企業等で継続的に就労できる力を養えるよう、職業能力の開発や職場実習をはじめとする一般就労へのステップアップの機会の確保等に取り組みます。総合支援学校においても、引き続き、学校での学習と企業等での実習を結びつけた「デュアルシステム」や働くことの基盤となる力である自己肯定感を育む「地域協働活動」など、関係団体や関係機関と連携した様々な取組を推進します。</p> <p>あわせて、障害福祉サービス事業所など、支援する担い手の「障害のある人を支える力」の向上も図るとともに、伝統産業、農業、文化芸術などの新たな分野への雇用促進に取り組みます。</p>	障害者就労支援プロモート事業	「京都市障害者就労支援推進会議」を中心に、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等の連携を図り、障害のある人への就労支援を推進。また、受入企業を開拓する。	159
					障害者職場実習及びチャレンジ雇用推進事業	「障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業」を実施し、障害のある方の一般就労へのステップアップの機会を提供する。	160
					【新規】伝福連携担い手育成支援	「伝福連携担い手育成支援事業」を実施し、伝統産業分野における障害のある方の職域を拡大し、障害のある方の就労支援・雇用創出を図る。	161
					重度障害者在宅就労促進事業	「重度障害者在宅就労促進事業(就労に向けた障害者向けIT教室)」を実施し、在宅の障害者の就労を促進する。	162
					発達障害者支援センターかがやきの運営	発達障害のある方(18歳以上)で就労を希望する方に対し面接等を通して評価を行うとともに、助言や指導を行っていく。また、関係機関との連携を密にししながら支援を行っていく。	163
					デュアルシステム推進ネットワーク、雇用フォーラム	児童生徒の生活状況の変化に応じた支援を進めるために関係機関と連携を図る。	164
					白河総合支援学校東山分校の開校・運営	東山総合支援学校を中心とした総合支援学校職業学科がモデル校として地域とともに進める新たなキャリア教育プログラムの構築を推進する。	165
44	生きがいや働きがいをもてるまちづくり	就労	定着支援の充実	<p>障害のある人が就職し、職場に適応し定着するためには、就労に伴う環境変化により生じた課題解決に向けた取組も重要です。そのため、それらの課題に対応できるよう、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等とも連携し、必要な支援を行います。</p>	関連機関との協議による定着支援等の取組の検討	「障害者職場定着支援等推進センター事業」を実施し、企業訪問等による状況把握や仲間づくり支援により障害のある方の一般就労における長期的な定着支援を図る。	166
45	生きがいや働きがいをもてるまちづくり	就労	福祉的就労の底上げ	<p>障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大などによる利用者の工賃向上に取り組むなど、福祉的就労の底上げを図っていきます。</p>	はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業等	「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」及び「京都ほっとはあとセンター運営助成事業」(府市協調)を実施し、福祉的就労の底上げを図る。	167

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
46	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	早期発見・早期支援	関係機関との連携による早期発見・早期支援	子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、保護者からの相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう、各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。	乳幼児健診	昨年度同様、必要な児に対して経過観察、精密健康診査受診票を発行・受診勧奨するとともに、必要時、担当者の訪問等を実施しながら継続的な支援を行う。	168
					親子すこやか発達教室	昨年度同様、臨床心理士等のスーパーバイザーの指導を受けながら、教室の実施内容の検討や従事者のスキルアップに努める。	169
					早期からの教育相談・支援体制構築(就学支援シート)	幼稚園・保育園向けの事業説明会を開催するなど、関係団体との連携を深め、全ての幼稚園・保育園で実施していく。	170
					発達障害者支援連携協議会運営	庁内連携の強化を図り、全庁横断的な取組を進めていく。	171
47	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	早期発見・早期支援	身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進	特性や状況に応じた支援を早期に受けることができるよう、児童発達支援事業所の設置や保育所等訪問支援の利用促進等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。	HPやチラシ等による事業者への働きかけ	放課後等デイサービス等設置促進事業により、開設補助を実施し、事業者への働きかけを行う。 放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所に対して障害児相談支援の事業指定申請勧奨を実施する。	172
48	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	特性や状況に応じた支援の提供	重症心身障害児・医療的ケア児の実態把握	重症心身障害児・医療的ケア児に関する詳細な実態把握を行い、医療機関や療育機関、保育園(所)、訪問看護等の多方面にわたる社会資源の利用等を含めた効果的な支援についての検討につなげます。	【新規】 障害のある児童に係る実態把握	平成30年度に、より詳細な実態把握を行ったうえ、効果的・効率的な施策の実施について検討していく。	173

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し番号
49	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	特性や状況に応じた支援の提供	重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討	<p>詳細な実態把握に基づき、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて、福祉・保健・医療・教育等の関係者による協議の場を設置し、検討します。</p> <p>重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施検討や、技術習得にかかる職員研修の受講促進に努めます。</p>	医療的ケア児支援協議の場	今年度行うニーズ調査を踏まえ、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて検討していく。	174
					児童発達支援事業所、放課後デイサービスの確保	今年度行うニーズ調査を踏まえ、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて検討していく。	175
50	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	特性や状況に応じた支援の提供	様々な障害や特性に応じた支援体制の充実	<p>ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。</p>	地域リハビリテーション推進センター	個別支援や事業所等への支援、普及啓発事業等を通じ、関係機関等とも連携して、身体の障害や高次脳機能障害のある子どもの支援体制の充実を図る。	176
					児童福祉センター管理運営	発達障害などの障害相談に引き続き専門的に対応し、支援制度や施設利用の紹介、アドバイス、関係機関との連携などを行っていく。	177
					発達障害者支援センターかがやきの運営	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援に関する周知を行い、相談件数の増加に努める。 直接支援のあり方について、一部間接支援の導入も視野に検討を行う。 発達障害に関するガイドブックにより、周知を行うとともに関係機関との連携を深め、相談機能の充実を図る。 	178
51	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	相談・支援・連携体制の強化	障害児相談支援の充実	<p>子どもの成長に応じた適切な支援が受けられるよう、また保護者が気軽に相談できるよう、子どもはぐくみ室や障害保健福祉課、児童福祉センター、教育相談総合センター(こども相談センターパトナ)、総合育成支援教育相談センター「育(はぐくみ)支援センター」など相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、サービス利用の際の相談支援の現状を踏まえつつ、専門的見地による障害児相談支援の拡充を進め、子どもにとって適切なサービスの組み合わせや、チェックができる仕組みづくりを推進します。</p>	こども相談センターパトナ運営	不登校をはじめとする子どもたちの不安や悩み、保護者の心配や気がかりの相談に応じる「カウンセリングセンター」、適切な相談機関を紹介する「こども相談総合案内」、不登校児童生徒の活動の場である「ふれあいの杜」等の運営を行い、児童生徒・保護者への支援の充実に取り組む。	179
					総合育成支援教育相談センター「育(はぐくみ)支援センター」運営	医療・福祉機関等とも連携し、地域に開かれた総合育成支援教育に関する拠点となることを目指して相談・支援業務を進めていく。	180

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
52	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	相談・支援・連携体制の強化	重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討	(再掲49)			181
53	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	相談・支援・連携体制の強化	教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進	<p>障害のある子どもが通所している保育園(所)・幼稚園等と児童発達支援センター等との連携や、放課後等デイサービス、タイムケア事業所と児童館、学校との連携等、就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう、仕組みづくりを行います。</p> <p>障害のある子どもが、集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう、引き続き保育園(所)・幼稚園等における受入体制の充実・確保を行うとともに、放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう、学童保育所や児童館、放課後まなび教室等における支援の充実を図り、地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。また、障害のある子どもを育てる保護者への支援にも取り組みます。</p>	<p>関連機関との協議による連携体制づくりの検討</p>	<p>関係機関と連携し、保育士等の技能向上や保護者への支援を実施していく。</p> <p>自立支援協議会児童部会において、放課後支援等について協議を重ねていく。</p>	182
				<p>早期からの教育相談・支援体制構築(就学支援シート)</p>	<p>幼稚園・保育園向けの事業説明会を開催するなど、関係団体との連携を深め、全ての幼稚園・保育園で実施していく。</p>	183	
54	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	相談・支援・連携体制の強化	「京都市未来こどもはぐくみプラン」と連携した取組の推進	<p>早期発見・早期支援はもとより、幼稚園、保育園(所)における受入の推進、小中学校・学童クラブにおけるきめ細かな支援、更には、家族支援や切れ目のない支援体制の確立等、「京都市未来こどもはぐくみプラン」に掲げたすべての施策を着実に推進し、これまで以上に、成長や発達の段階において、きめ細かな支援が切れ目なく実施できるよう、平成30年度に子ども、若者に関する審議会を一体化して設置予定の「京都市はぐくみ推進審議会(仮)」においても進捗状況を報告し、意見を求めるなど、両プランが連携した取組を推進していきます。</p>	<p>早期発見・早期支援</p>	<p>乳幼児健康診査マニュアルを基に支援が必要な児、親子を早期発見・早期支援できるよう努める。また、健診未来所者を把握し、勧奨に努める。</p>	184
				<p>就学前児童等の支援</p>	<p>民間保育施設において、より積極的な受入れが行われるよう制度周知などにより働きかけるとともに、保育園の障害児保育のノウハウ蓄積のために、研修等を実施していく。</p>	185	
				<p>就学後児童等の支援</p>	<p>早期支援できるよう情報発信を強化し、児童館や学童保育所における障害のある児童の利用促進に努める。</p>	186	

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定		通し 番号
55	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	一人一人のニーズに応じた教育の推進	インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援	障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行うとともに、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、引き続き、対象が一人であっても、必要な小学校・中学校及び義務教育学校にはすべて育成学級を設置するとともに、普通学級において、すべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理的配慮の取組の充実を図ります。また、家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域や同じクラスの仲間として共に学び、支えあえるような交流・共同学習をさらに推進します。	早期からの教育相談・支援体制構築(就学支援シート)	幼稚園・保育園向けの事業説明会を開催など、関係団体との連携を深め、全ての幼稚園・保育園で実施していく。	187
					障害のある子どもたちの教育の啓発、早期からの教育相談・情報提供の実施	子どもと保護者の願いと教育的ニーズを踏まえたきめ細かい就学相談に取り組む。	188
					就学支援委員会の運営	就学支援委員会を設置し、障害があると思われる就学予定者及び障害のある児童生徒の適切な就学先に関し、教育長の諮問に応じて調査審議する。	189
					医師等の専門家チーム「学校サポートチーム」による支援の充実	「学校サポートチーム」によるLD等発達障害のある児童生徒への支援の充実を図る。	190
					障害のある子どもと障害のない子どもの交流・共同学習の推進	交流・共同学習を推進するとともに、内容の充実を図る。	191

No	施策目標	施策体系	施策	施策の内容	30年度事業予定	通し 番号
56	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	一人一人のニーズに応じた教育の推進	一人一人のニーズに応じた教育の実施	<p>自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室をはじめとする多様な学びの場、総合育成支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師等の専門家及びICT技術の活用も含めた支援体制の充実を図るとともに、就学前施設からの「就学支援シート」の活用や、「個別の指導計画」・「個別の包括支援プラン」の作成、校種間連携による引継ぎを行い、保育園(所)・幼稚園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を福祉・医療・保健等の関係機関とも連携して推進します。</p>	<p>個別の包括支援プランの推進</p> <p>各総合支援学校において、障害のある子どもの「生きる力」と「保護者への生涯にわたる支援」を目的とした個別の包括支援プランを作成する。</p>	192
					<p>個別の指導計画の推進</p> <p>個別の指導計画に基づく指導を推進する。また、障害者差別解消法の施行を踏まえ、指導計画に合理的配慮欄を追加した改定を実施する。</p>	193
					<p>総合育成支援員の配置、総合育成支援教育ボランティアの養成、活用</p> <p>総合育成教育ボランティア養成講座を開催し、市立学校でのボランティア活動を促進する。</p>	194
					<p>LD等通級指導教室による指導の充実</p> <p>通級指導教室による指導の充実を図る。</p>	195
					<p>医師等の専門家チーム「学校サポートチーム」による支援の充実</p> <p>「学校サポートチーム」によるLD等発達障害のある児童生徒への支援の充実を図る。</p>	196
					<p>教職員への職務別・課題別研修(随時実施)</p> <p>集合研修の充実を図るとともに、校園内での研修等で活用できる動画コンテンツの充実を図り、更なる研修機会の拡充を図る。</p>	197
					<p>総合支援学校の増改築(北総合・西総合)</p>	198